

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ 保険監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ-4 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-4-2 保険募集管理態勢</p> <p>Ⅱ-4-2-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第 294 条、第 300 条の 2 関係（情報提供義務）</p> <p>① (略)</p> <p>② 書面の交付又はこれに代替する電磁的方法により、情報の提供を行うにあたっては、顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報（以下、「契約概要」という。）と顧客に対して注意喚起すべき情報（以下、「注意喚起情報」という。）について、記載しているか。</p> <p>なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は、以下のとおりとする。</p> <p>(注 1) (略)</p> <p>(注 2) 法第 300 条の 2 に規定する特定保険契約（以下、「特定保険契約」という。）については、法第 294 条第 1 項の規定は適用されず、法第 300 条の 2 で準用する金融商品取引法（以下、「準用金融商品取引法」という。）第 37 条の 3 第 1 項に規定する書面（以下、「契約締結前交付書面」という。）を<u>交付する必要がある</u>ことに留意すること。</p> <p>ア・イ. (略)</p> <p>③ 準用金融商品取引法第 37 条の 3 関係</p> <p>ア. 保険会社又は保険募集人は、契約締結前交付書面の<u>交付</u>を行う場</p>	<p>Ⅱ 保険監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ-4 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-4-2 保険募集管理態勢</p> <p>Ⅱ-4-2-2 保険契約の募集上の留意点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第 294 条、第 300 条の 2 関係（情報提供義務）</p> <p>① (略)</p> <p>② 書面の交付又はこれに代替する電磁的方法により、情報の提供を行うにあたっては、顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報（以下、「契約概要」という。）と顧客に対して注意喚起すべき情報（以下、「注意喚起情報」という。）について、記載しているか。</p> <p>なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は、以下のとおりとする。</p> <p>(注 1) (略)</p> <p>(注 2) 法第 300 条の 2 に規定する特定保険契約（以下、「特定保険契約」という。）については、法第 294 条第 1 項の規定は適用されず、法第 300 条の 2 で準用する金融商品取引法（以下、「準用金融商品取引法」という。）第 37 条の 3 第 1 項に規定する書面（以下、「契約締結前交付書面」という。）を<u>交付又はこれに代替する電磁的方法による提供を行う必要がある</u>ことに留意すること。</p> <p>ア・イ. (略)</p> <p>③ 準用金融商品取引法第 37 条の 3 関係</p> <p>ア. 保険会社又は保険募集人は、契約締結前交付書面の<u>交付又はこれ</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>合、特定保険契約の種類及び性質等に応じて適切に行っているか。</p> <p>イ. <u>契約締結前交付書面</u>に関し、「<u>契約概要</u>」と「<u>注意喚起情報</u>」について、<u>書面を作成し</u>、交付しているか。</p> <p>なお、<u>契約締結前交付書面の主な項目は以下のとおりとする。</u></p> <p>(注) 「<u>契約概要</u>」と「<u>注意喚起情報</u>」を記載した書面を一体で作成する場合、「<u>契約締結前交付書面の内容を十分に読むべきこと</u>」を契約締結前交付書面の冒頭に記載し、以下の(ア) a. 及び(イ) a. を省略することができる。</p> <p>また、この場合、以下の(ア) b. 及び(イ) d. はどちらか一方を省略することができる。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>ウ. <u>契約締結前交付書面</u>に関し、法定要件（文字の大きさは8ポイント以上とし、一定の事項について12ポイント以上とすること等）に則した書面を作成し、交付しているか。</p> <p>エ. <u>契約締結前交付書面の交付</u>に関し、あらかじめ、顧客の知識・経験・財産の状況及び特定保険契約を締結する目的に照らし、書面の内容が当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によって説明を行っているか。</p> <p>オ. (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 規則第227条の2第3項第9号及び規則第234条の21の2第1項第7号に規定する「既契約と新契約が対比できる方法」が以下のとおりとなっているか。</p>	<p><u>に代替する電磁的方法による提供を行う場合</u>、特定保険契約の種類及び性質等に応じて適切に行っているか。</p> <p>イ. <u>契約締結前交付書面</u>に関し、「<u>契約概要</u>」と「<u>注意喚起情報</u>」を作成し、交付しているか。</p> <p>なお、<u>契約締結前交付書面の主な項目は以下のとおりとする。</u></p> <p>(注) 「<u>契約概要</u>」と「<u>注意喚起情報</u>」について、<u>同一媒体を用いて一体で作成する場合</u>、「<u>契約締結前交付書面の内容を十分に読むべきこと</u>」を契約締結前交付書面の冒頭に記載し、以下の(ア) a. 及び(イ) a. を省略することができる。</p> <p>また、この場合、以下の(ア) b. 及び(イ) d. はどちらか一方を省略することができる。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>ウ. <u>契約締結前交付書面</u>に関し、法定要件（文字の大きさは8ポイント以上とし、一定の事項について12ポイント以上とすること等）に則して作成し、交付しているか。</p> <p>エ. <u>契約締結前交付書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供を行うこと</u>に関し、あらかじめ、顧客の知識・経験・財産の状況及び特定保険契約を締結する目的に照らし、書面の内容が当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によって説明を行っているか。</p> <p>オ. (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 規則第227条の2第3項第9号及び規則第234条の21の2第1項第7号に規定する「既契約と新契約が対比できる方法」が以下のとおりとなっているか。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>ア. 規則第 227 条の 2 第 3 項第 9 号イ及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 7 号イに規定する事項について、<u>書面</u>に既契約及び新契約に関して記載項目毎に対比して記載する。</p> <p>イ. 上記ア. にかかわらず、以下に掲げる場合には、既契約及び新契約に関して規則第 227 条の 2 第 3 項第 9 号イ及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 7 号イに規定する事項が記載されたそれぞれの<u>書面</u>を交付して対比することも可能とする。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ 規則第 227 条の 2 第 3 項第 9 号ロ及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 7 号ロに規定する保障内容を見直す方法について、交付する<u>書面</u>を適切に記載しているか。</p> <p>なお、規則第 227 条の 2 第 3 項第 9 号ロ及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 7 号ロに規定する「既契約を継続したまま保障内容を見直す方法」とは、以下に掲げる方法をいう。</p> <p>ア. 既契約に特約を中途付加する方法</p> <p>イ. 既契約に追加して、他の保険契約を締結する方法等</p> <p>⑧・⑨ (略)</p> <p>⑩ 情報提供義務に係る体制整備関係</p> <p>保険会社及び保険募集人は、規則第 53 条第 1 項第 4 号及び規則第 53 条の 7、規則第 227 条の 7 に規定する措置に関し、「契約概要」及び「注意喚起情報」を記載した<u>書面を交付する</u>ために、以下のような体制を整備しているか。</p> <p>ア. <u>当該書面</u>において、顧客に対して、保険会社における苦情・相談</p>	<p>ア. 規則第 227 条の 2 第 3 項第 9 号イ及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 7 号イに規定する事項について、<u>書面又は電磁的記録</u>に既契約及び新契約に関して記載項目毎に対比して記載する。</p> <p>イ. 上記ア. にかかわらず、以下に掲げる場合には、既契約及び新契約に関して規則第 227 条の 2 第 3 項第 9 号イ及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 7 号イに規定する事項が記載されたそれぞれの<u>書面又は電磁的記録</u>を交付して対比することも可能とする。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ 規則第 227 条の 2 第 3 項第 9 号ロ及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 7 号ロに規定する保障内容を見直す方法について、交付する<u>書面又は電磁的記録</u>を適切に記載しているか。</p> <p>なお、規則第 227 条の 2 第 3 項第 9 号ロ及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 7 号ロに規定する「既契約を継続したまま保障内容を見直す方法」とは、以下に掲げる方法をいう。</p> <p>ア. 既契約に特約を中途付加する方法</p> <p>イ. 既契約に追加して、他の保険契約を締結する方法等</p> <p>⑧・⑨ (略)</p> <p>⑩ 情報提供義務に係る体制整備関係</p> <p>保険会社及び保険募集人は、規則第 53 条第 1 項第 4 号及び規則第 53 条の 7、規則第 227 条の 7 に規定する措置に関し、「契約概要」及び「注意喚起情報」を記載した<u>書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供を行う</u>ために、以下のような体制を整備しているか。</p> <p>ア. <u>当該書面</u>（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>の受付先を明示する措置を講じているか。</p> <p>イ. (略)</p> <p>ウ. 当該書面に記載すべき事項について、以下の点に留意した記載とする措置を講じているか。（「Ⅱ-4-10 適切な表示の確保」参照）</p> <p>(ア) 文字の大きさや記載事項の配列等について、顧客にとって理解しやすい記載とされているか。</p> <p>(注) 例えば、文字の大きさを8ポイント以上とすること、文字の色、記載事項について重要度の高い事項から配列する、グラフや図表の活用などの工夫（特に、特定保険契約に係る契約締結前交付書面については、法定要件（文字の大きさは8ポイント以上とし、一定の事項について12ポイント以上とすること等）に<u>則した書面</u>を作成する必要があることに留意すること。）。</p> <p>(イ)～(オ) (略)</p> <p>エ. 顧客に当該書面の<u>交付</u>に加えて、少なくとも以下のような情報の提供及び説明が口頭により行われる体制が整備されているか。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>オ. 当該書面の<u>交付</u>にあたって、契約締結に先立ち、顧客が当該書面の内容を理解するための十分な時間が確保される体制が整備されているか。</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>カ. 電話・郵便・インターネット等のような<u>非対面の方式</u>による情報</p>	<p><u>む</u>。以下、Ⅱ-4-2-2(2)⑩において同じ。)において、顧客に対して、保険会社における苦情・相談の受付先を明示する措置を講じているか。</p> <p>イ. (略)</p> <p>ウ. 当該書面に記載すべき事項について、以下の点に留意した記載とする措置を講じているか。（「Ⅱ-4-10 適切な表示の確保」参照）</p> <p>(ア) 文字の大きさや記載事項の配列等について、顧客にとって理解しやすい記載とされているか。</p> <p>(注) 例えば、文字の大きさを8ポイント以上とすること、文字の色、記載事項について重要度の高い事項から配列する、グラフや図表の活用などの工夫（特に、特定保険契約に係る契約締結前交付書面については、法定要件（文字の大きさは8ポイント以上とし、一定の事項について12ポイント以上とすること等）に<u>則して</u>作成する必要があることに留意すること。）。</p> <p>(イ)～(オ) (略)</p> <p>エ. 顧客に当該書面の<u>交付又はその他適切な方法（電磁的方法を含む）による提供を行うこと</u>に加えて、少なくとも以下のような情報の提供及び説明が口頭により行われる体制が整備されているか。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>オ. 当該書面の<u>交付又はその他適切な方法（電磁的方法を含む）による提供</u>にあたって、契約締結に先立ち、顧客が当該書面の内容を理解するための十分な時間が確保される体制が整備されているか。</p> <p>(注1)・(注2) (略)</p> <p>カ. 電話・郵便・インターネット等のような<u>非対面・非接触の方式</u>（テ</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>の提供及び説明を行う場合は、上記ア. からオ. に規定する内容と同程度の情報の提供及び説明が行われる体制が整備されているか。</p> <p>例えば、少なくとも以下のような方法により、顧客に対して適切な情報の提供や説明が行われている必要がある。</p> <p><u>(注) 特定保険契約にあっては、契約締結前交付書面の交付方法として、法定の記載事項・記載方法の要件を満たした書面の交付又はこれに代替する電磁的方法による提供しか行うことができないことに留意すること。</u></p> <p>(ア) 電話による場合</p> <p>顧客に対して口頭にて説明すべき事項を定めて、当該書面の内容を適切に説明するとともに、当該書面を読むことが重要であることを口頭にて説明のうえ、郵便等の方法により遅滞なく当該書面を<u>交付</u>する方法</p> <p>(イ) 郵便による場合</p> <p>当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるような記載を行ったうえで、当該書面を顧客に<u>送付</u>する方法</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>キ. (略)</p> <p>ク. 規則第 227 条の 2 第 3 項第 6 号、第 7 号、第 9 号及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 4 号から第 7 号までに定める書面の<u>交付</u>に関して、保険契約者から書面を受領した旨の確認を得ることについて、保</p>	<p><u>レビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識できる方法をいう。）を含む。以下同じ。）</u>による情報の提供及び説明を行う場合は、上記ア. からオ. に規定する内容と同程度の情報の提供及び説明が行われる体制が整備されているか。</p> <p>例えば、少なくとも以下のような方法により、顧客に対して適切な情報の提供や説明が行われている必要がある。</p> <p>(削除)</p> <p>(ア) 電話による場合</p> <p>顧客に対して口頭にて説明すべき事項を定めて、当該書面の内容を適切に説明するとともに、当該書面を読むことが重要であることを口頭にて説明のうえ、遅滞なく当該書面を<u>交付又はこれに代替する電磁的方法により提供</u>する方法</p> <p>(イ) 郵便による場合</p> <p>当該書面を読むことが重要であることを顧客が十分認識できるような記載を行ったうえで、当該書面を顧客に<u>送付又はこれに代替する電磁的方法により提供</u>する方法</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>キ. (略)</p> <p>ク. 規則第 227 条の 2 第 3 項第 6 号、第 7 号、第 9 号及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 4 号から第 7 号までに定める書面の<u>交付（電磁的方法により代替して交付する場合を除く）</u>に関して、保険契約者か</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>険会社の従業員及び保険募集人に対する教育・管理・指導を行う体制が整備されているか。</p> <p>また、保険会社の従業員及び保険募集人による受領確認の実施状況を調査・把握する体制が整備されているか。</p> <p>ケ. 既契約及び新契約に関して規則第 227 条の 2 第 3 項第 9 号イ及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 7 号イに規定する事項が記載されたそれぞれの書面を<u>交付して</u>対比する場合には、当該書面の<u>交付</u>にあたって既契約と新契約の対比説明を徹底する等、保険契約者等の保護に欠けることのないよう措置を講じているか。</p> <p>コ. 顧客から「契約概要」及び「注意喚起情報」を記載した書面並びに<u>契約締結前交付書面の記載事項を了知した旨を十分に確認し、事後に確認状況を検証できる態勢にあるか。</u></p> <p>（新設）</p>	<p>ら書面を受領した旨の確認を得ることについて、保険会社の従業員及び保険募集人に対する教育・管理・指導を行う体制が整備されているか。</p> <p>また、保険会社の従業員及び保険募集人による受領確認の実施状況を調査・把握する体制が整備されているか。</p> <p><u>当該書面を電磁的方法により代替して交付する場合には、書面を受領した旨の確認を得ることに代えて、保険契約者の承諾を得た上で適切な手段により提供する措置をとる体制が整備されているか。</u></p> <p>ケ. 既契約及び新契約に関して規則第 227 条の 2 第 3 項第 9 号イ及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 7 号イに規定する事項が記載されたそれぞれの書面を<u>交付又はこれに代替する電磁的方法による提供により</u>対比する場合には、当該書面の<u>交付又はこれに代替する電磁的方法による提供</u>にあたって既契約と新契約の対比説明を徹底する等、保険契約者等の保護に欠けることのないよう措置を講じているか。</p> <p>コ. 顧客から「契約概要」及び「注意喚起情報」を記載した書面、<u>契約締結前交付書面並びに規則第 227 条の 2 第 3 項第 9 号及び規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 7 号に定める書面の記載事項を了知した旨を十分に確認し、事後に確認状況を検証できる態勢にあるか。とりわけ、これらの書面をインターネット等の非対面・非接触の方式で電磁的方法により提供する場合であっても、対面の方式で書面を交付して説明する場合と同程度に、顧客が書面の記載事項を了知した旨の確認を適切に行っているか。</u></p> <p><u>（注） インターネット等の非対面・非接触の方式で電磁的方法により提供する場合に顧客が書面の記載事項を了知した旨の確認を</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>⑪ （略） (3) ～ (17) （略）</p> <p>Ⅱ-4-2-6 銀行等に対する保険募集の委託 Ⅱ-4-2-6-4 銀行等保険募集制限先の確認等</p> <p>(1) 銀行等は、銀行等保険募集制限先等（規則第 212 条第 3 項第 1 号柱書に規定する銀行等生命保険募集制限先、規則第 212 条の 2 第 3 項第 1 号柱書に規定する銀行等損害保険募集制限先又は規則第 212 条の 5 第 3 項第 1 号柱書に規定する銀行等保険募集制限先をいう。以下同じ。）を保険契約者又は被保険者とする保険契約（規則第 212 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで又は規則第 212 条の 2 第 1 項第 1 号から第 5 号の 4 までに掲げるもの及び既に締結されている保険契約（その締結の代理又は媒介を当該銀行等が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。）の更新又は更改（保険金額そ</p>	<p><u>する方法としては、例えば、テレビ会議システムを利用したうえで、適宜、書面の記載事項を画面上に表示して説明を行うとともに、顧客とのコミュニケーションを通じて、その了知の有無を確認することが考えられる。</u></p> <p><u>映像によって顧客の了知の確認ができない方式においては、必要に応じて電話等で補足をすること、書面を全て閲覧しないと申込みのページに遷移できない仕組みとすることや、当該書面の内容を読んで了知したことについての質問及びチェックボックスを設けること等の措置を、顧客の特性等に応じて組み合わせることによって、顧客の了知の有無を確認することが考えられる。</u></p> <p>⑪ （略） (3) ～ (17) （略）</p> <p>Ⅱ-4-2-6 銀行等に対する保険募集の委託 Ⅱ-4-2-6-4 銀行等保険募集制限先の確認等</p> <p>(1) 銀行等は、銀行等保険募集制限先等（規則第 212 条第 3 項第 1 号柱書に規定する銀行等生命保険募集制限先、規則第 212 条の 2 第 3 項第 1 号柱書に規定する銀行等損害保険募集制限先又は規則第 212 条の 5 第 3 項第 1 号柱書に規定する銀行等保険募集制限先をいう。以下同じ。）を保険契約者又は被保険者とする保険契約（規則第 212 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで又は規則第 212 条の 2 第 1 項第 1 号から第 5 号の 4 までに掲げるもの及び既に締結されている保険契約（その締結の代理又は媒介を当該銀行等が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。）の更新又は更改（保険金額そ</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>の他の給付の内容の拡充（当該保険契約の目的物の価値の増加その他これに準ずる事情に基づくものを除く。）又は保険期間の延長を含むものを除き、再更改を含む。）を除く。）の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するため、以下の措置を講じているか。</p> <p>① 保険募集に際して、あらかじめ、顧客に対し、銀行等保険募集制限先等に該当するかどうかを確認する業務に関する説明を書面の<u>交付</u>により行った上で、当該顧客が銀行等保険募集制限先等に該当するかどうかを顧客の申告により確認するための措置</p> <p>②・③ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>Ⅱ-4-2-6-6 規則第 234 条第 1 項第 8 号関係</p> <p>住宅ローンの申込みを受け付けている顧客に対して、住宅関連火災保険、住宅関連債務返済支援保険又は住宅関連信用生命保険の募集を行う際には、当該保険契約の締結が当該住宅ローンの貸付けの条件ではない旨の説明を書面の<u>交付</u>により行う必要があることに留意すること。</p>	<p>の他の給付の内容の拡充（当該保険契約の目的物の価値の増加その他これに準ずる事情に基づくものを除く。）又は保険期間の延長を含むものを除き、再更改を含む。）を除く。）の締結の代理又は媒介を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するため、以下の措置を講じているか。</p> <p>① 保険募集に際して、あらかじめ、顧客に対し、銀行等保険募集制限先等に該当するかどうかを確認する業務に関する説明を書面の<u>交付又はこれに代替する電磁的方法による提供</u>により行った上で、当該顧客が銀行等保険募集制限先等に該当するかどうかを顧客の申告により確認するための措置</p> <p>②・③ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>Ⅱ-4-2-6-6 規則第 234 条第 1 項第 8 号関係</p> <p>住宅ローンの申込みを受け付けている顧客に対して、住宅関連火災保険、住宅関連債務返済支援保険又は住宅関連信用生命保険の募集を行う際には、当該保険契約の締結が当該住宅ローンの貸付けの条件ではない旨の説明を書面の<u>交付又はこれに代替する電磁的方法による提供</u>により行う必要があることに留意すること。</p>